

【諮問第187号】

19川情個第26号
平成19年10月22日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立て
について（答申）

平成18年9月1日付け18川総法第113号で諮問のありました公文書開示請求
に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の行った文書不存在による拒否処分判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成18年8月10日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、健康福祉局が局管理職約30人を動員して同年4月11日（火）夕刻、同局企画課の女子職員の机・書類・私物等を強制移管をする前日に、総務局法制課に健康福祉局が相談した内容に関して、法制課の課内決裁及び法規担当専門委員である弁護士と他弁護士との合議等の経過（仕組み）に関する書類の写しの交付請求を行った。

実施機関は、平成18年8月18日付けで、請求対象公文書中、別途、全部開示処分を行った総務局法制課に健康福祉局が相談した内容に関する法制課の課内決裁に関する文書を除いた健康福祉局が局管理職約30人を動員して同年4月11日（火）夕刻、同局企画課の女子職員の机・書類・私物等を強制移管をする前日に、総務局法制課に健康福祉局が相談した内容に関して、法規担当専門委員である弁護士と他弁護士との合議等の経過（仕組み）に関する書類について、法規担当専門委員による相談において、原則として他の法規担当専門委員と合議等を行うことはなく、したがって該当する文書は作成されていないとして拒否処分を行った。

異議申立人は、平成18年8月22日付けで、他の弁護士との協議もなく、1人の弁護士にすべてを委ねているとはとうてい考えられない事であり、当然文書があるはずである、として当該拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第187号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成18年10月30日付け意見書及び平成19年7月9日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、健康福祉局が局管理職約30人を動員して4月11日（火）夕刻、同局企画課の女子職員の机・書類・私物等を強制移管した際、総務局法制課の弁護士が立ち会ったことに関して、当該弁護士に関する決裁書類や合議等の経過（仕組み）等の開示を求めたが、開示されたのは別途、健康福祉局から開示されていた簡単な報告書と同じもので、他の書類の存在への疑問を感じ、異議申立てを行った。
- (2) 法規担当専門委員である弁護士は、川崎市に雇用されており、一方で弁護士法に基づく対応が求められている。前日の4月10日（月）に相談を受けたとしても、別途開示された報告書には、翌日の立会い依頼、実績報告も記述されておらず、課内の決裁もなく単独に動いているように感じる。行政組織としての正式文書があるはずである。
- (3) また、弁護士が単独で動くとは考えられない。法制課にはもう一人弁護士がいるので、組織論として、行動を起こす場合には、仲間うちの合議とか法制課内の

決裁文書があるはずである。

4 実施機関の主張要旨

平成18年10月10日付け処分理由説明書及び平成19年3月12日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人が指摘する弁護士は、「川崎市法規担当専門委員に関する要綱」に基づき、行政内部の法律相談業務を行っている法規担当専門委員であり、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の非常勤職員である。現在、2名の弁護士を法規担当専門委員として委嘱しており、異議申立人の指摘する弁護士は、このうちの1名である。
- (2) 異議申立人が開示請求の対象とした公文書に係る法律相談は、通常の法律相談の流れに沿って実施されたものであり、異議申立人が主張する他の弁護士との合議や協議等は行われておらず、また、そのような仕組み自体も制度化されていない。
- (3) したがって、異議申立人が主張するような事実がない以上、それに伴う経過（仕組み）に関する書類も作成しておらず、文書不存在を理由に拒否処分を行ったものである。

5 審査会の判断

- (1) 異議申立人は、平成18年4月11日、同人の健康福祉局総務部企画課からの異動に関連し、同人が管理していた書類等を健康福祉局の職員が搬出した件について、前日に健康福祉局が総務局法制課に相談した内容に関して、相談を担当した弁護士が他の弁護士と行った合議等の経過（仕組み）に関する書類の開示を求めた。

これに対し、総務局法制課は、相談を受けた弁護士は法規担当専門委員の弁護士であり、法規担当専門委員は原則として他の法規担当専門委員と合議等を行うことはなく、本件においても合議等を行っていないとしているため、実施機関は開示請求された文書は存在しないとして拒否処分を行った。

そこで、健康福祉局から相談を受けた弁護士が他の法規担当専門委員と合議等を行った事実があるかどうかを検討する。

- (2) 法規担当専門委員は、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第174条及び「川崎市専門委員設置規則」（昭和37年川崎市規則第25号）に基づき選任された専門委員であり、その定数、職務内容等は「川崎市法規担当専門委員に関する要綱」に定められている。同要綱によれば法規担当専門委員の定数は2名であるが、専門委員が合議を行うことを想定した規定は置かれていない。また、その職務内容は、各局からの法律相談に係る法規の解釈及び意見についての相談並びに指導に関することなどであって、合議等を要さず、各法規担当専門委員が個別に行うことができるものである。そして本件の相談に関して作成された「法規担当専門委員による相談の回答の概要」の記載内容からも当該弁護士が他の法規担当専門委員と合議をしたとはうかがわれない。
- (3) よって、実施機関が、開示請求された文書は存在しないとして拒否処分を行ったのは妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	小林	美智子
委員	鈴木	庸夫
委員	高岡	香
委員	安富	潔